

所管部課	子ども未来部保育課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める				
	条例の一部を改正する条例について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>(1) こども家庭庁の設置に伴う「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の制定、並びに厚生労働省令である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部が改正されたことから、これらと整合を図るため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>ア 子ども家庭庁創設に伴う、所要の文言修正</p> <p>イ 懲戒に係る権限の濫用禁止についての規定の削除</p> <p>(3) 施行日</p> <p>ア 令和5年4月1日</p> <p>イ 公布の日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>国の基準と整合性を保つことができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課において審査済み					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
令和5年第1回市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。